

税金や国補助金採択の優遇措置を受けませんか？

# 先端設備等導入計画

## 【中小企業等経営強化法】

### 先端設備等導入計画 対象事業者等一覧

茅ヶ崎市内に事業所を有する企業の先端設備導入による生産性向上計画を市が認定します。

#### 対象事業者

業種分類		中小企業等経営強化法第2条第1項の定義	
		資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
1) 製造業・運輸業・建設業・その他		3億円以下	300人以下
2) 卸売業		1億円以下	100人以下
3) サービス業		5千万円以下	100人以下
4) 小売業		5千万円以下	50人以下
政令指定業種	5) ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
	6) ソフトウェア業及び情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	7) 旅館業	5千万円以下	200人以下

※5)は「自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業」を除く

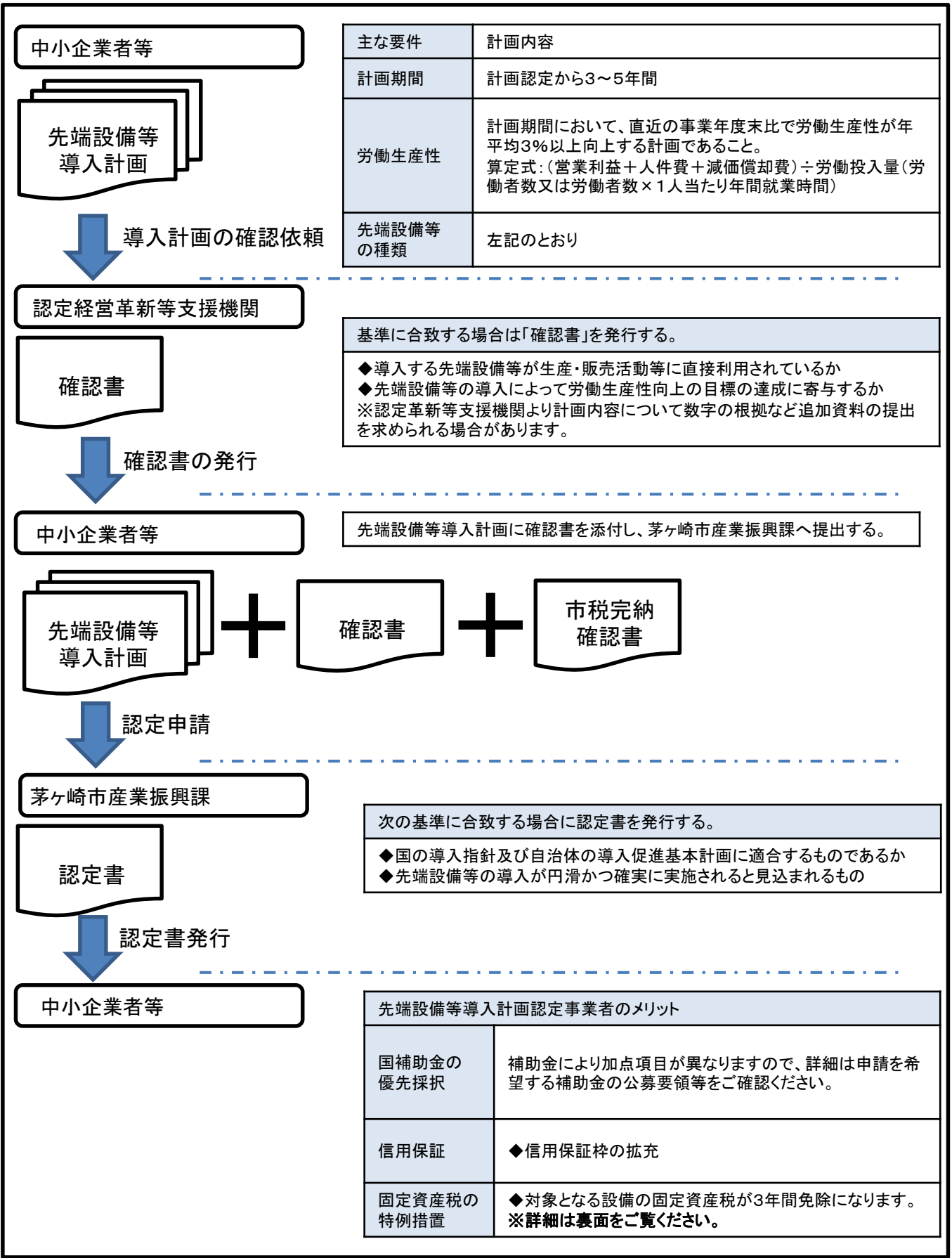
#### 対象地域・業種

対象地域	市内全域
対象業種	全業種

#### 対象設備

中小企業等経営強化法施行規則第1条に規定する指定設備	
減価償却資産の種類	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置	全ての指定設備
器具及び備品	全ての指定設備
工具	測定工具及び検査工具(電気又は電子を利用するものを含む)
建物附属設備	全ての指定設備
ソフトウェア	全ての指定設備
事業用家屋及び構築物	全ての指定設備

# 先端設備等導入計画 申請の流れ



※固定資産税の特例措置及び各種制度の問い合わせ先については、裏面をご覧ください。

# 固定資産税の特例措置

## 【中小企業等経営強化法】

### 固定資産税の特例措置 対象事業者等一覧

中小企業等経営強化法に基づき、先端設備導入計画の認定を受けた事業者のうち、以下の要件に当てはまる場合に、固定資産税の特例措置を受けることができます。

#### 対象事業者

先端設備等導入計画の認定を受けた事業者のうち、次の要件のいずれかに当てはまる事業者
1) 資本金額1億円以下の法人
2) 従業員数1千人以下の個人事業主等
※大企業の子会社を除く

#### 対象地域・業種

対象地域	市内全域
対象業種	全業種

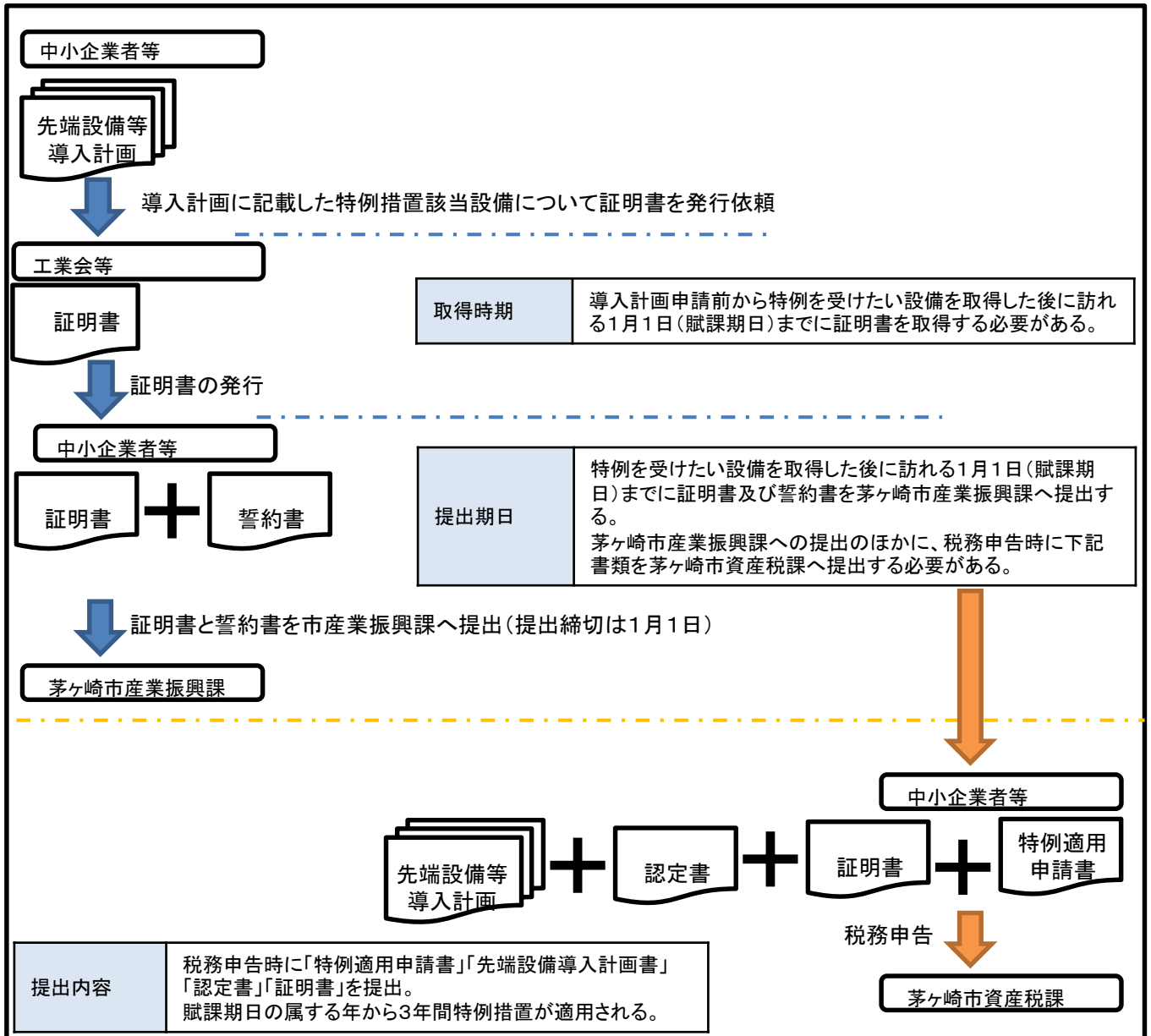
対象設備(先端設備等導入計画に記載している施設のうち、下記に当てはまるものに限る)

生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記設備	
減価償却資産の種類	最低取得価格／販売開始時期
機械装置	160万円以上／10年以内
測定工具及び検査工具	30万円以上／5年以内
器具備品	30万円以上／6年以内
建物附属設備 ※家屋と一体となって効果を果たすものを除く	60万円以上／14年以内
事業用家屋及び構築物	120万円以上 (事業用家屋については、設備の取得価額の合計額が300万円以上の設備等とともに導入されたものであること)
※その他要件	
◆令和5年3月31日までに取得したものであること。	
◆生産、販売活動等の用に供されるものであること。	
◆中古資産でないこと	

#### 茅ヶ崎市における特例措置

固定資産税の課税標準	ゼロ
適用期間	取得の翌年から3年間

# 固定資産税の特例措置 申請の流れ



## 問い合わせ先

- ・中小企業等経営強化法の制度に関すること: 関東経済産業局産業部中小企業課(048-600-0394)
- ・茅ヶ崎市導入促進基本計画に関すること: 茅ヶ崎市産業振興課(0467-82-1111 内線2392)
- ・固定資産税の特例措置について: 茅ヶ崎市資産税課(0467-82-1111 内線2252)
- ・先端設備等導入計画の作成・支援に関すること: 茅ヶ崎商工会議所(0467-58-1111)